



2015

さが環境フェスティバル

IN どん3の森

出展のご案内

「2015さが環境フェスティバル」で
エコ製品・環境技術や環境啓発活動を
紹介・PRしてみませんか？

さが環境コラボ 事務局

特定非営利活動法人 温暖化防止ネット
〒849-0932 佐賀市鍋島町大字八戸溝1307番地10
TEL 0952-37-9192・FAX0952-37-9445
E-mail info@ondanka-boushi.net

1. 開催概要



2015 さが環境フェスティバル in どん3の森

会 期/平成27年11月14日(土)、15日(日)10:00~16:00

会 場/どん3の森、佐賀市立図書館(佐賀市天神三丁目2番15号)

主 催/佐賀市、さが環境コラボ(事務局:特定非営利活動法人 温暖化防止ネット)

後 援(予定)/佐賀新聞社、NHK佐賀放送局、STSサガテレビ、NBCラジオ佐賀、エフエム佐賀、
ぶんぶんテレビ

協 賛/未定

協 力(予定) /佐賀市環境保健推進協議会

目標来場者数/10,000人

【開催目的】

平成22年に、佐賀の恵まれた自然を未来の子どもたちに引き継ぐため「世代や立場を超え、すべての人とともに行動する」ことを宣言した佐賀市環境都市宣言を経て、市民、事業所、NPO等の各種団体・佐賀市が連携するためのネットワーク組織「さが環境コラボ」を平成23年8月に設立しました。

そこで、この組織のスタートを契機に、市民やCSO(NPO)等の各種団体による環境啓発活動や事業所による環境技術の紹介・PRする場として「さが環境フェスティバルinどん3の森」を開催することといたしました。このイベントを通じて、各種団体の新たなネットワークの構築をはじめ市民の方々と共に「未来へ繋がる環境保全の絆づくり」の醸成を図ることを目的としています。

【開催イベント】

- ◎エコ環境展(NPO、企業、団体等)
- ◎エコプレゼンテーション
- ◎環境ワークショップ
- ◎物産展&フードコーナー等を予定

【同時開催】

- ◎佐賀県ベンチャー交流ネットワーク
- ◎土木フェア

その他調整中



(事務局)特定非営利活動法人 温暖化防止ネット

〒849-0932 佐賀市鍋島町大字八戸溝1307番地10

TEL 0952-37-9192・FAX 0952-37-9445

E-mail info@ondanka-boushi.net

3. 出展について①

- (1)会期:平成27年11月14日(土)、15日(日)10:00～16:00
- (2)会場:どん3の森(佐賀市天神)
- (3)出展申込締切:平成27年8月31日(月)17:00必着
- (4)出展者説明会:平成27年9月下旬に開催予定
- (5)募集対象:佐賀県内外で、環境・地球温暖化防止等の活動を実践している企業等



参考事例 例えば、次のような取り組み

- ①自然エネルギーを活用している
 - ・太陽光発電、または太陽熱、風力、水力などの活用・バイオマスエネルギーの活用
- ②省エネルギーを進めている
 - ・節電、エアコンの温度設定(夏28℃以上、冬20℃以下)の奨励
 - ・省エネ型の住宅や家電製品の購入を勧めている・屋上や壁面の緑化などで電力消費量の削減
- ③ごみの減量や資源の有効利用
 - ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進活動・資源回収運動・マイバッグやマイはし持参運動
 - ・建築古材の再利用や廃材の活用・生ゴミの堆肥化や菜の花プロジェクトなど
- ④輸送や自動車の運転の工夫で温暖化防止に取り組んでいる
 - ・廃食用油をディーゼル燃料に転換し利用している・エコドライブの実践や普及活動
 - ・自転車の利用を促進する活動・カーシェアリング・ノーマイカーデー(車を使わない日)の推進
- ⑤森林保全や緑化の活動
 - ・里山保全・間伐材の有効利用・森づくり・都市の緑化
- ⑥企業・個人経営で温暖化防止につながる事業活動や製品またはサービス
 - ・リサイクル製品の活用・事務所や工場などで新エネルギーの活用や省エネルギーの推進
 - ・エコ活動を促進する金融サービスの創設・ESCOの導入・クールビズやウォームビズの実践と奨励
- ⑦環境活動に取り組んでいる
 - ・地産地消の推進・ノーマイカーデー等の交通対策・環境教育の推進・補助制度の創設・環境情報の発信・環境家計簿の普及事業
- ⑧イベント、その他
 - ・打ち水の普及・ライトダウンの奨励・ゴミゼロやCO2削減やリユースなどを取り入れた行事やお祭り

(6)出展内容

1)出展小間サイズ

1小間:間口2.7m×奥行3.6m

※閉店時は間口用のテント幕をご用意しますので各自でお閉めください。

2)基本小間仕様

- ・社名板(ゴシック統一、ロゴは使用できません)
 - ・W1,800mm×D450mm、ビニールクロス付テーブル 1台、折りたたみ椅子 2脚
- ※それ以外に必要な場合は各自用意。追加の場合は実費承ります。

【有料】コンセント 1口(100V・10A) 5,400円(税込)／これを超える場合は追加費用承ります。

※必要な場合のみ設置しますので事前にお申込みください。

4. 出展について②

(7) 出展料

1 小間あたり 32,400円(税込)
※ 市民活動団体等は無料

(8) 出展者搬入搬出日時

◎搬入日時 :11月13日(金)9:00~18:00
:11月14日(土)7:00~9:30

※開催時間の30分前には搬入作業を終了してください。

◎搬出日時 :11月15日(日)終了後16:00~19:00



(9) 駐車場:出展者の駐車場は、佐賀市役所東駐車場となります。※許可証を発行します。

(10) 申込方法

出展申込書にご記入いただき、温暖化防止ネットまで郵送、ファクス、またはEメールにてご提出ください。申込書は、さが環境コラボのホームページからもダウンロードできます。
(<http://ondanka-boushi.net/korabo/korabo.html>)

(11) ステージ等でのPRについて

環境技術、啓発活動について来場者へのPRをご希望される場合は、ステージ等をご用意しておりますので是非ご活用ください。
また、実施希望の方は、出展申込書に希望の有無をご記入ください。

(12) 火気使用、水道使用、損傷について

- 火気を使用する出展者は主催者で一括して消防署へ届け出を行いますので事前にブース内のレイアウト図をご提出ください。
- 火気を使用する出展者は必ず消火器を持ち込んで設置してください。
- 火気を使用の場合は必ずテントの天幕、横幕等から十分な距離をおいてください。
- 飲食を提供する出展者は、保健所へ各自届け出を行い、保健所からの許可証をブース内に掲示してください。また、初めて出展される場合は必ず保健所へ相談し、指導を受けてください。
- 会場内に水道設備はありません。飲食提供時の容器等の洗い物はできませんので、ご了承ください。
- テント損傷の場合は修理費の実費承ります。

(13) その他

- ご提出いただいた書類は原則返却いたしません。
- 取り組み内容が、政治・宗教活動、物品やサービスの販売のみを目的とした活動、他の取り組みを誹謗中傷する活動、及びこれらに準ずる活動であると実行委員会が判断したものは対象外といたします。
- ご提供いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。
- 11月13日(金)と14日(土)の夜間(18時~翌8時)は夜間警備員を配置する予定です。
- 準備中および開催中の事故、盗難の責任は負いませんので、貴重品は必ずお持ち帰りください。
- 会場でのアルコール類の販売、提供はできません。
- 出展の内容は、参加型を優先とし、実行委員会により協議し決定いたします。

5. 出展について③



■小間位置の決定・小間譲渡等の禁止

- ①小間位置については、出展物の内容・形状・申込順位・小間数・会場構成等を総合的に勘案し、実行委員会で協議の上決定させていただきます。小間位置の決定発表は、通知させていただきます。
- ②割り当てられた小間の一部または全部を、主催者の承諾なしに譲渡、または貸与することは出来ません。また、転貸、担保に供することを禁じます。

■危険物等の持込みについて

- ①引火性・爆発性の危険物の持ち込みは禁止致します。また、その他消防法に定める危険物・火を使用するものは所轄消防署の承諾を受けたもの以外の持ち込みを禁止致します。
- ②主催者の承諾の得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれのあるもの、及び公序良俗に反するものの持ち込みを禁止致します。

■実演上の注意・事故防止

- ①出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがございます。
- ②実演によって生じた展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないよう、お願い致します。
- ③出展者は搬入出、展示、実演にあたり、最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願い致します。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。

■各種工事の諸経費負担

- ①小間内に分配する容量以上の電気量が必要な場合、配線工事費は出展者負担となります。
- ②給排水・ガス工事が必要となる工事はできません。左記工事の発生しない展示をご検討頂きますようお願いいたします。

■立ち入り点検

- ①主催者及び展示会の警備・防災担当協力会社は、防火・防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解の上、小間内を点検することがございます。
- ②搬入時、及び会期中、防火・防災担当の管轄の行政指導を受けた場合、速やかにその指導に従ってください。

■イベント開催の中止に関して

- ①主催者は天災などの不可抗力により、イベント開催が困難と判断した場合、延期または中止することがございます。

所定の場所以外での喫煙は、条例で禁止されています。必ず喫煙所での喫煙をお願いいたします。

